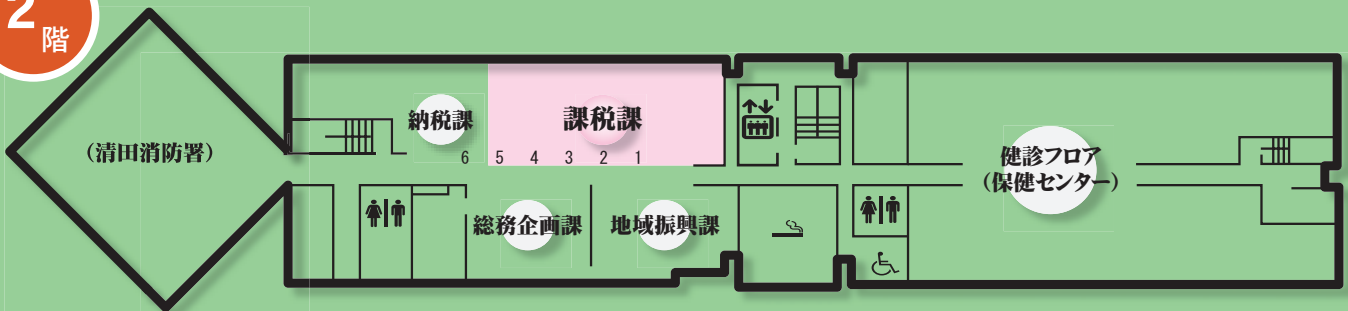


	転出(清田区から市外へ)	転入(市外から清田区へ)	札幌市内・清田区内での異動	窓口	担当課
児童手当	転出前に消滅の手続き。 印鑑	新たに認定の手続き。 印鑑、手当の振込先口座が分かるもの、平成15年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明	*住民異動届により自動的に住所が変更されます。	1階 9番窓口	児童手当・敬老手帳・医療費の助成など
児童扶養手当 特別児童扶養手当	住所変更の手続き。 印鑑・手当証書	住所変更の手続き。 印鑑・手当証書	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 印鑑・手当証書	1階 8番窓口	
各種医療費の助成 (乳幼児・老人・重度障害・母子)	転出前に受給者証の返還。 受給者証	新たに申請手続き。 印鑑・健康保険証・重度障害の方は身体障害者手帳 (※平成15年1月1日現在居住の市町村で発行した所得証明が必要な場合があります。)	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 受給者証	1階 5番窓口	
身体障害者手帳 療育手帳	福祉バス・福祉タクシーチケット・自動車燃料助成券の返還。 ※1階6番窓口 パス・チケット・助成券	住所変更の手続き。 手帳(療育手帳の場合は手帳のほか本人の顔写真)	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 手帳	1階 6番窓口	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出の手続き。 印鑑	住所変更の手続き。 印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳	新住所地の区役所で住所変更の手続き。 印鑑・世帯全員の住民票・身体障害者手帳・療育手帳	1階 6番窓口	
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還。 敬老手帳	新たに申請手続き。 健康保険証など生年月日を確認できるもの	*ご自分で新住所を記入してください。	1階 6番窓口	
敬老パス (70歳以上の方)	敬老パスの返還。 敬老パス	*住民異動届提出後に案内通知を送付します。	*そのままご利用ください。	1階 6番窓口	
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 軽自動・軽二輪車(125cc超250cc以下) 小型二輪車(250cc超)	廃車の手続き。 印鑑・運転免許証・ナンバープレート・標識交付証明書 転出先の軽自動車協会で行う。 転出先の運輸支局で行う。	新たに登録手続き。 印鑑・廃車証明書・運転免許証・販売証明書 *住民異動届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	2階	市 課 税 課
固定資産税	土地、建物などの所在地の市町村へ住所変更の連絡をしてください(電話かはがきでも結構です)。				

◆水道・下水道に関する届け出は、水道局電話受付センター(☎ 211-7770 ☎ 211-7777)にご連絡ください。電話での受け付けは午前8時45分から午後7時15分まで、ファクスは24時間受け付けています。

2階



大型ごみは戸別有料収集です ※手数料シールを買う前に大型ごみ収集センターに申し込みを